又は法	又は旧租税特別措置法
（一）とあるのは「次条第十二項第二号の規定により読み替えられた第三十二項第七号（同条第十六項	（第三十六項において準用する第三十三項」とあるのは「旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九の二第十二項第二号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十二項第七号（旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九の二第十六項
又は」とする	又は旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十六項において準用する同条第三十三項」とする
において法	において旧効力連結措置法
法第六十八条の九第十一項第三号	新租税特別措置法第六十八条の九第十一項第三号
前条第七項第三号イ中「	新租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第七項第三号イ中「法
第六十八条の九の二第二項第三号の規定により読み替えられた法	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第六十八条の九の二第二項第三号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法
（法	（旧租税特別措置法
あるのは「法	あるのは「旧租税特別措置法
及び法	及び旧租税特別措置法
又は」と、	又は旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十三項」と、
「第六十八条の九第七項」とあるのは「第六十八条の九の二第五項第二号の規定により読み替えられた法	「法第六十八条の九第七項」とあるのは「旧租税特別措置法第六十八条の九の二第五項第三号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法
又は法	又は旧租税特別措置法

附則第二十二条の表第五項第二号の項の次に次のように加える。

（一）とあるのは「次条第十二項第三号の規定により読み替えられた第三十二項第七号（同条第十六項	（第三十六項において準用する第三十三項」とあるのは「旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九の二第十二項第三号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十二項第七号（旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九の二第十六項
又は」とする	又は旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十六項において準用する同条第三十三項」とする

附則第二十二条の表第十七項の次に次のように加える。

第十七項	
法第六十八条の九の二第十三項	旧効力措置法第六十八条の九の二第十三項
法第六十八条の九第十八項	新租税特別措置法第六十八条の九第十八項
前条第三十七項	新租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十七項
次条第五項	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）附則第二十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令第三十九条の三十九の二第五項

附則第二十二条の表第十八項の項を次のように改める。

第十八項	
法第六十八条の九の二第七項の	旧効力措置法第六十八条の九の二第七項の
法第六十八条の九第十一項	新租税特別措置法第六十八条の九第十一項
前条第三十八項	新租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十八項及び第三十九項
同項の	同条第三十八項の
あるのは、	あるのは
同法第六十八条の九の二第七項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第七十五条（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項
とする	と、同条第三十九項の表中「租税特別措置法第六十八条第十一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八十条の規定により読み替えて適用する第六十八条の九の二第七項」とする